

旅行業務取扱料金

2024.4.11版

トラベルプランナー

国内旅行

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

とれている。

手配旅行に係る取扱料金

* 料金には消費税が含まれています。

内 容		料 金	
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	無料	
	宿泊券のみの場合	無料	
	運送機関(・観光券)のみの場合 * 観光券とは、TDR,USJを除く 観光・入場・食事等の手配	8人以上の団体手配旅行の場合 個人(上記以外)	無料 1件につき 600円
	8人以上の団体手配旅行の場合 個人(上記以外)	旅行費用総額 5%以内 1件につき 3,500円	
添乗サービス料金(宿泊、交通費などの旅行実費を除く。)原則8~20時		1人1日につき 20,000円	
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	8人以上の団体手配旅行の場合 個人(上記以外)	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 5% 1件につき 600円
	乗車船券の切替え、再発行		1件につき 600円
	宿泊手配の変更(宿泊券の切替えが必要な場合はそれを含む)		1件につき 600円
	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した手配旅行の場合	8人以上の団体手配旅行の場合 個人(上記以外)	取消に係る部分の旅行代金の 5% 1件につき 600円
取消手続料金	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき 600円
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む)		1件につき 600円
	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき 200円 (電話料、電報料は別)
通信連絡費			

- (注) 1. 包括料金特約による企画手配旅行にあつては、手配料金、企画料金は旅行代金に含まれております。
2. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
3. お客様のご希望により、変更又は取消を行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
4. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件とします。

相談料金

区 分	内 容	料 金
観光旅行	①お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで)2,200円 以降30分ごと 2,200円
	②旅行計画作成	旅行日程1日につき 2,500円
	③旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 600円と旅行日程 1日につき 2,500円
	④運送機関の運賃・料金見積り	1件につき 600円
	⑤旅行地及び運送、宿泊機関に関する情報提供	資料(A版)1枚につき100円
お客様の依頼による出張相談(村山域内)* 域外は別途交通費		上記①から⑤までの料金に1500円増